



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付
中澤	中澤				岡林

令和 7 年 1 0 月 3 日

関 係 各 位

高知労働局労働基準部賃金室長

最低賃金改正及び支援事業の周知について

労働行政、とりわけ賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、高知県最低賃金については、時間額1,023円(現行金額より71円引上げ)に改正され、令和7年12月1日から効力が発生することになりました。

高知県最低賃金は、正社員、パート、アルバイト等の呼称の如何を問わず、高知県内の事業場で働くすべての労働者に適用され、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしているものであることから、当局においては、県内全域の事業者及び労働者に対して広く周知を行っているところです。

つきましては、広く周知を図る必要性から、同封のポスター、リーフレット及び会報誌への記事の掲載例をお送りしますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、リーフレットが不足する場合には、必要数を送付しますので、御連絡(メール可)いただきますようお願い申し上げます。

※会報誌への記載例(別紙)につきましては、高知労働局ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

● 掲載場所

トップページ ⇒ 各種法令・制度・手続き

⇒ 最低賃金・家内労働 ⇒ お知らせ(文例)



お知らせ(文例) HP

連絡先:

〒781-9548 高知市南金田1番39号

高知労働局労働基準部賃金室

担当者 前田・西山

電話 088-885-6024

E-mail: chinginshitsu-kouchikyoku@mhlw.go.jp

【記載例①＝小スペース、欄外の場合】

※高知県最低賃金は、令和7年12月1日から、1時間1,023円です ～高知労働局賃金室～

【記載例②＝枠大】

最低賃金改正のお知らせ

- 高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和7年12月1日から施行することとしました。
- この決定により、令和7年12月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間1,023円以上としなければなりません。

◎ 最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局（賃金室） TEL 088-885-6024

又は、最寄りの労働基準監督署

高知労働基準監督署 TEL 088-885-6031

須崎労働基準監督署 TEL 0889-42-1866

四万十労働基準監督署 TEL 0880-35-3148

安芸労働基準監督署 TEL 0887-35-2128

【記載例③＝枠中】

最低賃金改正のお知らせ

令和7年12月1日から
高知県最低賃金は、
1時間1,023円です。

☆ 最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局 賃金室

電話 (088-885-6024)

〇〇労働基準監督署

電話 (****-**-****)

【記載例④＝本文1行22字の場合】

最低賃金改正のお知らせ

- 高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和7年12月1日から施行することとしました。
- この決定により、令和7年12月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間1,023円以上としなければなりません。

☆最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局 賃金室

電話 088(885)6024

〇〇労働基準監督署

電話 □□□(××)△△△△

【記載例⑤＝本文1行13字の場合】

最低賃金改正の
お知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和七年十二月一日から施行することとしました。

●この決定により、令和七年十二月一日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間1,023円以上としなければなりません。

☆お問い合わせ先

高知労働局 賃金室

TEL 088(885)6024

〇〇労働基準監督署

TEL □□□□(××)△△△△

【記載例⑥＝本文1行14字の場合】

最低賃金改正の
お知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和七年十二月一日から施行することとしました。

●この決定により、令和七年十二月一日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間1,023円以上としなければなりません。

☆お問い合わせ先

高知労働局 賃金室

TEL 088(885)6024

〇〇労働基準監督署

TEL □□□□(××)△△△△

【記載例⑦＝本文1行15字の場合】

最低賃金改正の
お知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和七年十二月一日から施行することとしました。

●この決定により、令和七年十二月一日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間1,023円以上としなければなりません。

☆お問い合わせ先

高知労働局 賃金室

TEL 088(885)6024

〇〇労働基準監督署

TEL □□□□(××)△△△△

(注) 記載例③～⑦中の〇〇労働基準監督署及び電話番号については、管轄の監督署及び電話番号をご記載ください。各監督署の管轄については、下表を参考としてください。

監督署	電話番号	管 轄
高知労働基準監督署	088-885-6031	高知市、南国市、香美市、長岡郡、土佐郡、吾川郡（仁淀川町を除く）
須崎労働基準監督署	0889-42-1866	土佐市、須崎市、吾川郡のうち仁淀川町、高岡郡
四万十労働基準監督署	0880-35-3148	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡
安芸労働基準監督署	0887-35-2128	室戸市、安芸市、香南市、安芸郡

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

高知県 最低賃金

令和7年
12月1日 から
時間額

1,023 ^{前年比 UP} 71円 _円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
高知労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



高知労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

B 日給の方

日給 円 $\div$ 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

C 月給の方

月給 円 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ。

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する

「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



1 支給の要件

事業場内最低賃金の引上げ

引上げ後の賃金額の支払い

生産性向上に資する機器・設備などを導入

解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出

4 支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R7.9)

高知県で働くすべての方へ

働く人も、雇う人も、
確認を忘れずに☑

最低賃金

高知県

これまでの
最低賃金

952円

時間額

1,023円



【発効日】
令和7年12月1日
からとなります。

ちゃんとチェック!
最低賃金

1,023

高知労働局・労働基準監督署

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ☒

最低賃金は働く人と雇う人のためのルールです。

中小企業事業者の皆さんへ

最大
600万円
を助成

業務改善助成金

を活用しましょう!

詳しくは
中ページへ



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

高知県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



◎地域別最低賃金

高知労働局

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	摘要
高知県最低賃金	1,023	令和7年 12月1日	高知県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 下記の特定(産業別)最低賃金から適用を除外された者も、この最低賃金が適用されます。

◎特定(産業別)最低賃金

産業名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	摘要
電子部品・デバイス・ 電子回路、電子応用装 置、映像・音響機械器 具製造業	793	令和元年 12月29日	適用除外 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に従事する者 ④ 手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そう入の業務に従事する者。ただし、部品そう入については、基幹的業務となっているものを除く。
* 1,023円が適用されます。 (令和7年12月1日より)			
* 高知県最低賃金を下回るため、「電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業」については高知県最低賃金が適用されます。			
一般貨物自動車運送業 (車両総重量8トン以上又は 最大積載量5トン以上の貨物 自動車の運転業務従事者)	910	平成19年 6月2日	適用除外 ① 21歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者 ③ 集荷場、貨物ターミナル等貨物の集散する場所の間を運送する貨物を集荷し又は当該場所の間を運送した貨物を配達する業務に従事する者 ④ 生コンクリート又は土砂等(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第1項の土砂等をいう。)を運搬する業務に従事する者
* 1,023円が適用されます。 (令和7年12月1日より)			
* 高知県最低賃金を下回るため、「一般貨物自動車運送業」については高知県最低賃金が適用されます。			

●最低賃金の詳細については裏面をご覧ください。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは

高知労働局賃金室(TEL:088-885-6024) または、最寄りの労働基準監督署へご照会ください。

高知労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/>



高知労働局HP

1 最低賃金はすべての労働者に適用されます。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

最低賃金は、事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどのすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- 最低賃金の減額の特例を受けられる労働者は、
- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
 - ②試の使用期間中の方
 - ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
 - ④軽易な業務に従事する方
 - ⑤断続的労働に従事する方

となっています。

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

2 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

3 最低賃金額以上か確認する方法

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、上記2に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

①時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

②日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

③①、②以外（週給、月給）の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

月給制の場合の
換算方法の例

高知県で働く労働者Aさんは

●年間所定労働日数255日
●月給額175,000円
●所定労働時間は毎日8時間

で働いています。

■高知県最低賃金は **1,023円**（時間額）です。

1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

2. Aさんの場合、1. の計算式に当てはめると

$$\frac{\text{月給額} 175,000 \text{円} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働時間}(255 \text{日} \times 8 \text{時間})} = 1,029 \text{円} 41 \text{銭} > 1,023 \text{円}$$

したがって、上記計算方式で算出した月給の時間額への換算額（1,029円41銭）が、高知県最低賃金時間額（1,023円）を上回っていますので、この場合は、最低賃金を満たしていることになります。

4 適用除外について(特定最賃の場合)

- ①「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」については、技能養成の内容及び実施期間が明確で、かつ計画性をもち、実施担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限ること。
- ②「清掃又は片付けの業務に従事する者」及び「手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そう入の業務に従事する者。ただし、部品そう入については、基幹的業務になっているものを除く。」については、この業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

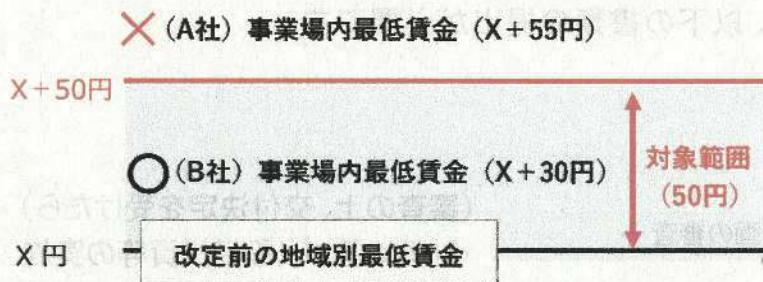
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象



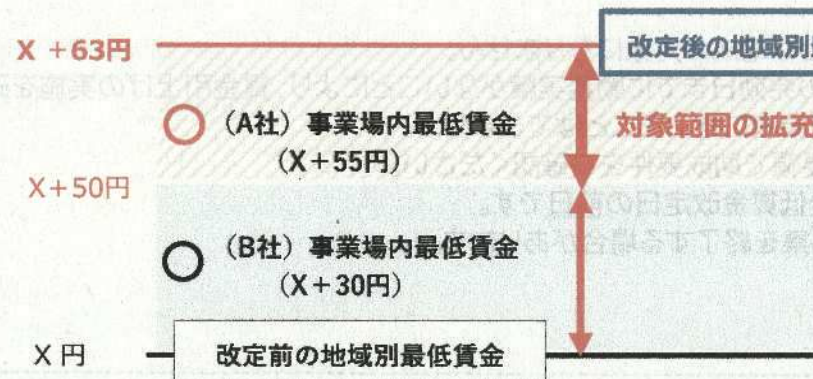
事業場内最低賃金が $X + 50$ 円までの事業所が対象となります。

(※) X 円～ $X + 50$ 円の事業者のみが申請対象

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 $X + 63$ 円（引上額63円）の場合>



事業場内最低賃金が $X + 51$ 円～ $X + 62$ 円までの事業所が対象となります！
※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

(※) $X + 51$ 円～ $X + 62$ 円の事業者も申請対象となる

②賃金引上げ後の申請

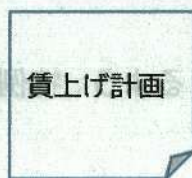
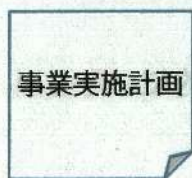
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



を提出し、計画の審査
を受けます。

(審査の上、交付決定を受けたら)

- ・計画に基づく賃上げの実施
- ・計画に基づく設備投資等の実施

拡充

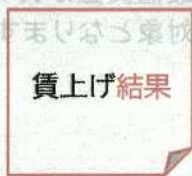
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



を提出し、計画の審査
を受けます。

(審査の上、交付決定を受けたら)

- ・計画に基づく設備投資等の実施

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日まで勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

超簡易版

令和7年度
業務改善助成金のご案内

中小企業等が生産性向上等を通じて最低賃金を引き上げること支援する制度です！

STEP 1 業務改善助成金を申請できるか確認しましょう

(注) 事業主単位ではなく、事業場（各店舗など）単位となります。

中小企業・小規模事業者であり、「みなし大企業」でもない。

YES

事業場内で最も低い
時間給※が952円～
1023円未満である。

YES

業務改善助成金の
申請が可能です※
STEP2へ

NO

業務改善助成金の申請はできません。
その他の賃金上げを支援する助成金
をご検討ください。

NO

※雇入れ後6か月を
経過した労働者※解雇、賃下げ、労働
保険料の滞納などの
不交付事由がある場
合は申請できません
のでご注意ください。

STEP 2 賃金引上げ計画・設備投資の計画を立てましょう

★令和7年9月5日～令和7年11月30日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ後でも申請できます。

※ 申請期限：令和7年11月30日（高知県）

(1) 賃金引上げ計画を立てる

- STEP1で確認した事業場内で最も低い時間給の労働者の賃金の引上げ額を決めましょう。（30円～90円のコースがあります。引き上げ幅が大きいほど助成上限額が大きくなります。）
- 新たな事業場内最低賃金を下回る賃金の労働者の賃金の引き上げ額（引上げ労働者数）を決めましょう。

(選択したコースの金額以上引き上げる労働者の人数が引上げ労働者数としてカウントできます。引上げ労働者数が多いほど助成上限額が大きくなります。)

※事業場での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発行日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。

(例)

事業場内最低賃金を952円から1023円に引き上げる場合
(60円コース)

引上げ後の事業場内最低賃金

現在の事業場内最低賃金

- 引上げ後の事業場内最賃（1023円）までの引き上げは必須！
- 本例では引上げ労働者数は3名（A・B・C）
Dはコースの金額以上引き上げていないので×
Eは既に引上げ後の事業場内最賃以上なので×

賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額 単位：万円

(赤字) 内は事業場規模30人未満の場合の上限額

※特例事業者のみ適用

コース 区分	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)

※特例事業者：①事業場内最低賃金が1000円未満 又は ②物価高騰要件に該当する（裏面参照）

(2) 設備投資の計画を立てる

(注意!) 設備導入は交付決定を受けた後に行う必要があります。

- 助成率と(1)で定めた上限額をふまえ、導入する設備等★を検討しましょう。

助成率

引上げ前の事業場内最低賃金の金額によって助成率が異なります。

1000円未満

4/5

1000円以上

3/4

- ★業務効率の向上や生産性アップにつながる設備投資が対象となります。現状の課題（レジ待ちが発生、作業時間が過大等）を洗い出し、導入例を参考に検討してみましょう。

(注1) 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（（例）エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）、通常の事業活動に伴う経費（（例）事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）などは対象となりません。

(注2) 物価高騰要件に該当する特例事業者※のみ、通常は助成対象外となる乗用自動車や貨物自動車の一部、PC・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も対象となります。

※物価高騰要件に該当する特例事業者

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

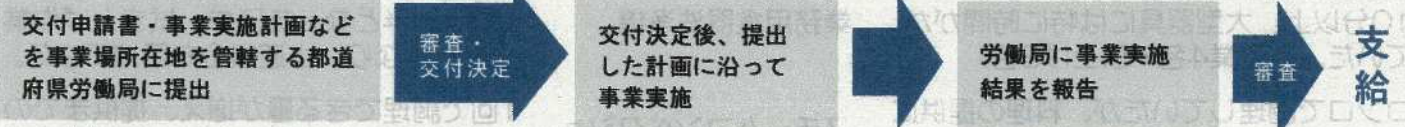
STEP 3 申請書類・必要書類（見積書等）の準備をしましょう

- ★STEP2までの確認と計画ができましたら、ぜひ一度高知労働局雇用環境・均等室へご相談ください。

- 交付申請書・事業場実施計画書等を高知労働局雇用環境・均等室に提出してください。

- 申請期限は、令和7年11月30日（高知県）です。

助成金申請の流れ



※申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

従来申請の場合

事業実施計画

賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。

(申請（郵送の場合は労働局に到達）したら)

- 計画に基づく賃上げの実施
- (審査の上、交付決定を受けたら)
- 計画に基づく設備投資等の実施

賃金引上げ後の申請の場合

事業実施計画

賃上げ結果

を提出し、計画の審査を受けます。

(審査の上、交付決定を受けたら)

- 計画に基づく設備投資等の実施

厚生労働省
高知労働局

業務改善助成金

検索



【制度のお問い合わせ先】【ワンストップ相談窓口】

業務改善助成金

高知働き方改革

コールセンター

推進支援センター

Tel0120-366-440

Tel0120-899-869

就業規則、賃金台帳
などの必要書類を確認
するため訪問などにも
対応しています。

【申請先】

高知労働局

雇用環境・均等室

Tel088-885-6041

導入例	卸売・小売業	
業務の課題（人数）	設備名	主な効果
繁忙時にはレジ待ちで長い列ができたり、入力ミスも起こるほか、日々のレジ締め、精算処理に2時間以上かかっていた。 （企業17名・引上げ8名）	POSレジシステム・キャッシュレス決済端末	レジの行列や会計ミスの問題がなくなり、日々のレジ締め、精算処理にかかる時間も4分の1程度に短縮された。
両替のため金融機関へ外向く作業や、紙幣・硬貨を手作業で確認する作業に時間がかかり、レジ待ちの行列ができることもあった。 （企業19名・引上げ4名）	両替機・紙幣計算機	銀行へ外向く作業、手作業での両替作業が軽減され、開店準備作業やレジ作業の効率化ができたため、1日計60分程度の短縮ができ、サービスの向上も図れた。
店休日が週2回あり、前日の商品廃棄や開店日の準備作業に時間がかかっていた。 （企業8名・引上げ3名）	冷凍自動販売機	廃棄作業が不要となり、作業時間が短縮できた。また、食品ロスの削減と、販売率の強化にもつながった。
旧式シーラーを使用していたが、1個ずつしか作業できず、食品ロスも発生していた。 （企業27名・引上げ5名）	2連式カップシーラー	2個同時にシール貼りができるため、作業時間が1/2に短縮された。また性能の向上により食品ロスも低減された。

導入例	飲食業	
業務の課題（人数）	設備名	主な効果
閉店時のレジ締め作業に30分以上、精算処理にも毎日1時間以上かかり、ミスも多かった。 （企業2名・引上げ1名）	POSレジシステム	会計ミスの問題もなくなり、レジ締め作業は10分、精算処理も20分に短縮された。
加熱調理後に急速冷却できる機材がなく、1日の調理数に限界があった。また、細菌増殖等への対応もあり業務効率が悪かった。 （企業35名・引上げ5名）	ブラストチラー（粗熱取り機）	加熱調理後の商品を即座にブラストチラーに格納できるため、作業時間の短縮と商品の増産につながったほか、食品ロスの軽減や品質向上にもつながった。
食器や器具の洗浄を手洗いで行っており、1かご10分以上、大型器具には特に時間がかかっていた。 （企業4名・引上げ3名）	業務用食器洗浄機	食器等の洗浄時間が大幅に短縮され、1かご1分半となったほか、拭き上げ作業も不要となり、水道料金も節約できた。
ガスコンロで調理していたが、料理の提供に時間がかかっていた。 （企業5名・引上げ4名）	スチームコンベクション	1回で調理できる量が増え、提供までの時間が短縮されたほか、時間の見通しが立ちやすくなり、業務が効率化できた。

導入例	製造業	
業務の課題（人数）	設備名	主な効果
商品の運搬を台車で行っていたため時間がかかり、従業員の負担も大きかった。また、選別作業も手作業で、ミスも多く時間がかかっていた。 （企業4名・引上げ4名）	フォークリフト・重量選別機（食品加工）	フォークリフトの導入により1回で運搬できる量が多くなった。また、自動選別機の導入によりミスがなくなり、作業時間を短縮することができた。
商品を冷凍する際、通常の冷凍庫では冷凍に6時間かかるため、製造量が限られていた。 （企業4名・引上げ2名）	急速液体冷凍機（食料品製造）	設備導入により、冷凍にかかる時間が30分程度となり、1日の製造可能量が約3倍となって生産性が大幅に向上した。
裾引き作業を2工程に分けて縫製しており、ボタンも手付けしていたため、縫製作業に時間がかかっていた。 （企業81名・引上げ20名）	裾引きオーバーロックミシン・自動ボタン付けミシン（縫製）	裾引き作業が1工程に短縮され、作業スピードが向上した。また、ボタンをミシン付けできるようになったため、大幅に作業時間を短縮することができた。
レーザーカッターによる木材加工を行っているが、マーカ処理に時間がかかっていた。 （企業4名・引上げ2名）	レーザーマーカ（木製品製造）	マーキング専用機器の導入により、既存のレーザーカッターと併用することで製造時間を大幅に短縮することができた。

導入例	医療・福祉業	
業務の課題（人数）	設備名	主な効果
従来のセンサーマットでは受信距離に限界があるため部屋替えが必要となっていた。また、トイレ介助に時間と労力を要していた。 （企業159名・引上げ7名）	調節機能付きポータブルトイレ・ナースコール連動センサーマット	センサーマットの配置に起因する部屋替えが不要となり、これに要していた時間が削減できた。また、トイレ介助に要する時間と職員の負担も削減できた。
利用者の状態確認のための巡回回数が多く、人員や時間を要していた。 （企業80名・引上げ7名）	見守り支援システム（ベッド設置タイプ）	利用者の離床・入床状況等を1か所で把握できるため、職員の定時巡回回数を削減することができ、介護の質も向上した。
車いす利用者送迎時に、職員の人手と時間が多くかかり、身体的負担も大きかった。 （企業35名・引上げ9名）	リフト付き福祉車両	車いすを電動リフトで乗降させることができるため、送迎にかかる時間が大幅に短縮され、職員の負担も軽減できた。
特定の職員が介護現場で手書きで業務記録を担当していたため、効率が悪く時間がかかっていた。 （企業32名・引上げ3名）	介護記録システム	介護記録システムを導入したことで、記録業務が分散され、情報共有や引継ぎが円滑になり、サービスの質も向上した。

導入例	建設業	
業務の課題（人数）	設備名	主な効果
測量作業を2名で行う必要があり、人手のやりくりなどで業務が非効率となっていた。 （企業10名・引上げ5名）	自動追尾型測量機	2名で行っていた測量を1名で完結させることができるようになり、測量作業にかかる人役が1/2に削減できた。
積算業務について、特に工期末の繁忙期には長時間を要していた。 （企業5名・引上げ1名）	土木工事積算システム	積算業務にかかる時間が短縮できた。また、積算システム内の検索機能により、過去の類似工事との比較検証が容易となり、積算精度も高くなった。
狭い現場での作業が多いが、手作業で行わなければならないため作業に時間がかかっていた。 （企業7名・引上げ5名）	ミニバックホー	狭い現場での作業をミニバックホーで行えるようになり、作業時間を大幅に短縮することができた。

導入例	農業	
業務の課題（人数）	設備名	主な効果
農地管理のための雑草処理を、肩掛けエンジン式草刈り機を使用して行っており、除草と搬出で1反あたり8時間かかっていた。 （企業4名・引上げ4名）	トラクター用粉碎草刈り機	一度に広範囲を除草でき、粉碎もできることから搬出の手間もなくなり、1反あたり1時間半程度で作業を完了できるようになった。
ビニルハウス内の灌水作業と天窓開閉作業を手作業で行っていたため、時間がかかり、作業効率も悪かった。 （企業4名・引上げ4名）	自動巻上げ天窓・自動灌水設備	土壌の湿度センサーがリアルタイムで水分量を計測し必要なタイミングで灌水し、天窓も温度変化に応じて自動で開閉できることから、作業時間が短縮できた。
農薬散布や収穫物の運搬を手作業で行っていたため、時間がかかり従業員への身体的負担も大きかった。 （企業8名・引上げ8名）	農薬自動散布機・コンテナ運搬用ローラーコンベア	農薬散布にかかる人役が大幅に削減できた。また、収穫物の運搬にかかる時間も1/4程度に短縮でき、従業員の身体的負担も軽減された。
歩行型畝立て機による人力での畝立てに時間がかかり、従業員の身体的負担も大きかった。 （企業8名・引上げ7名）	トラクター・形成機	1反あたりの作業時間が1/2程度に短縮され、畝の出来栄も良好となり生産性が向上した。

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金、 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充! 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

<補助上限>30万円～600万円 <助成率>3/4～4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

<対象となる方>

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- ①正社員化コース
- ②障害者正社員化コース
- ③賃金規定等改定コース
- ④賃金規定等共通化コース
- ⑤賞与・退職金制度導入コース
- ⑥社会保険適用時処遇改善コース
- ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース

<支援内容> ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

拡充! 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業主に対する加点も実施。
事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

詳しくはこちら



問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:0570-666-376

補助上限:最大450万円
補助率:1/2～4/5

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充! 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業主に対する加点も実施。
事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による
補助率:1/3～2/3

詳しくはこちら



問合せ先 中小企業省力化投資補助事業コールセンター:0570-099-660

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充! 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業主に対する加点も実施。
事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大4,000万円
補助率:1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター:050-3821-7013

賃上げを後押しするその他施策

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

詳しくはこちら



人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

詳しくはこちら



人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

詳しくはこちら



特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区

商工会議所地区

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、下請取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。」

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること
投資額1億以上 他

詳しくはこちら



働き方改革や経営改善に向けた相談先

働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合せ先

詳しくはこちら

各都道府県のよろず支援拠点



下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合せ先

詳しくはこちら

フリーダイヤル: 0120-418-618
※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

